

「ハローワーク再就職支援サービスメニュー」

ハローワークあおもり  
再就職支援  
サービスメニュー

▼ハローワーク青森の施設一覧

ハローワーク青森

学生を除く全ての方のハローワーク  
〒030-0822 青森市中央2丁目10-10  
青森公共職業安定所

TEL 017-776-1561 FAX 017-777-6023

配置してあります。 パソコン（検索・登録用） 53台

ハローワークヤングプラザ

学生と55歳未満の方専門のハローワーク  
〒030-0803 青森市安方1丁目1-40  
青森県観光物産館アスパム3階

TEL 017-774-0220 FAX 017-721-1221

配置してあります。 パソコン（検索・登録用） 20台

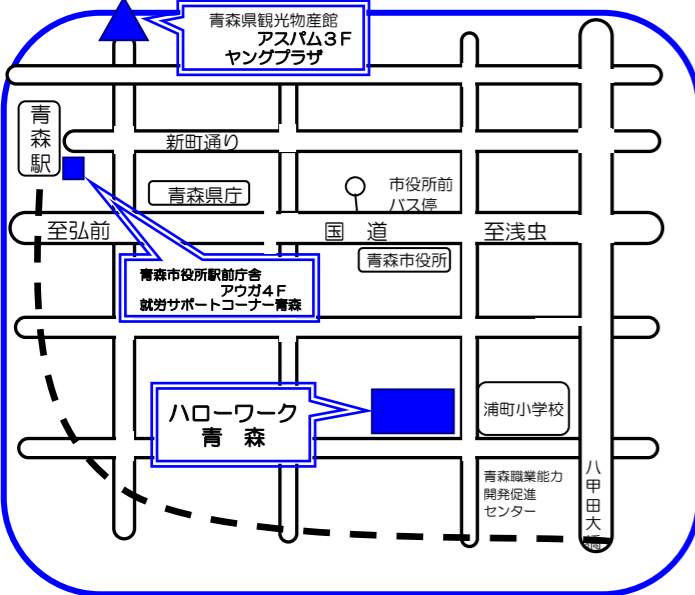
就労サポートコーナー青森

青森市の生活保護受給者、児童扶養手当受給者  
等の方専門的就労サポートコーナー

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7  
青森市役所駅前庁舎アウガ4階

TEL 017-732-1288 FAX 017-723-0338

配置 パソコン（検索・登録用） 2台



※ハローワークヤングプラザにお車でお越しの方で、アスパムの駐車場を御利用の方は、駐車券を3F受付にお持ち頂ければ、120分間無料駐車券を配付いたします。

あなたのご要望は？	メニュー	内 容	利用方法	留 意 事 項
I 仕事の探し方・求人の内容などを知りたい。	1 職業相談	ハローワークの窓口で、再就職に関するさまざま相談を行っています。	総合案内受付にハローワーク受付票（旧ハローワークカード）を提示のうえ、番号カードを受け取りお待ち下さい。相談窓口から順番（相談内容により多少前後します）に番号がアナウンスされます。なお、初めての方は、求職登録が必要になりますので、総合案内受付にお申し出ください。	受付は、8：30～17：15にお願いします。紹介をご希望される求人であっても、求人の応募条件又は応募状況等によりご紹介できない場合もあります。 ※平日日中に来所できない方には、ハローワーク青森にて火・水・木曜日の夜間（17：15～18：30）、ハローワークヤングプラザにて土曜日（8：30～17：15）に相談を行っています。
II 求人に応募したい。	2 職業紹介	ハローワークに申し込まれている求人について、紹介のご希望がありましたら、ハローワークから求人者に応募条件及び応募に必要な手続き等を確認又は面接日等を調整し、紹介状をお渡します。	パソコン（検索・登録用）の番号札をお渡しします。総合案内受付にお申し出下さい。システムの使用方法についておわかりにならない場合は、パソコンに備え付けてある説明書をご覧頂くか、総合案内受付でお尋ね下さい。	ご利用時間は、ハローワーク青森では、平日日中は8：30～17：15です。夜間は火・水・木曜日のみ17：15～18：30です。ハローワークヤングプラザ（平日、土曜日）は8：30～17：15です。ご利用は、30分以内でお願いしております。
III 仕事を自分で探したい。	3 パソコン（検索・登録用） キーボード・マウス操作	ハローワークに申込みのあった「青森県内の求人」と「県外の求人」を、職種、賃金、時間、地域による検索条件により絞り込みのうえ検索、閲覧できます。求職者マイページを開設すると便利な機能が使えて、検索の煩わしさが少し解消されます。	① 屋外求人展示 前日申込みのあった求人を屋外求人展示コーナーに展示しています。 ② 週刊求人情報（一般とパート） ハローワーク青森に申込みのあった求人の一部を職業別に一覧表にして毎週木曜日に発行しています。 ③ 介護求人情報 ハローワーク青森に求人申込みのあった介護関係の求人一覧を毎週水曜日に発行しています。 ④ 看護求人情報 ハローワーク青森に求人申込みのあった看護関係の求人一覧を毎週水曜日に発行しています。 ⑤ 地域別求人情報 ハローワーク青森に求人申込みのあった求人を地域別「平内地域」「蓬田・外ヶ浜・今別地域」に一覧表にして毎週火曜日に発行しています。	ハローワーク青森の正面玄関横に掲載しておりますので、ご自由に閲覧下さい。夜間もご利用いただけます。 ハローワーク青森、ハローワークヤングプラザ、各市町村役場に置いてありますので、ご自由にお持ち帰り下さい。 ハローワーク青森に置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。
	4 求人情報	① 屋外求人展示 前日申込みのあった求人を屋外求人展示コーナーに展示しています。 ② 週刊求人情報（一般とパート） ハローワーク青森に申込みのあった求人の一部を職業別に一覧表にして毎週木曜日に発行しています。 ③ 介護求人情報 ハローワーク青森に求人申込みのあった介護関係の求人一覧を毎週水曜日に発行しています。 ④ 看護求人情報 ハローワーク青森に求人申込みのあった看護関係の求人一覧を毎週水曜日に発行しています。 ⑤ 地域別求人情報 ハローワーク青森に求人申込みのあった求人を地域別「平内地域」「蓬田・外ヶ浜・今別地域」に一覧表にして毎週火曜日に発行しています。	ハローワーク青森に置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。	求人の採用選考は随時行われておりますので、情報の中に既に採用が決まって取消になっている場合もありますので、ご了承願います。
	5 ハローワークインターネットサービス	ハローワークのパソコン（検索・登録用）と同内容の求人、自宅PC、タブレット、スマートフォンなどのインターネット上で利用できます。また、求職者マイページも利用できます。開設にあたっては、ログインID用としてメールアドレスの登録、求所が必要です。なお、求人条件等詳細についてハローワークで相談し、紹介状の交付を受けて面接されることをお勧めいたします。	インターネット上で、ハローワーク・インターネットサービス（ <a href="https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html">https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html</a> ）にアクセスのうえ、「求人情報検索」をクリックし、必須部分及び検索条件を入力して下さい。利用者の区分は、「ハローワークに求職登録している」を選択のうえ、「ハローワーク受付票（旧ハローワークカード）」に記載されている求職番号を入力して下さい。	直接応募された場合は、安定所紹介にはなりませんので、ハローワークの紹介を要件とする再就職手当（給付制限を受けている時、待期満了後1カ月以内の就職の場合）や助成金等の対象となりません。ハローワーク・インターネットサービスへの求人の掲載は、求人者の希望に基づいて行っていますので、ハローワークに申し込まれた求人全てではありません。また、求人者の希望により詳細については、閲覧できない場合もあります。
	6 求職公開	仕事を探されている方の、希望条件（職種、賃金等）、資格、職歴、年齢等（氏名、連絡先、職歴の個別事業所名などの個人を特定される情報を除きます。）を、求人者に公開します。その後求人者からリクエストがあれば、ハローワークよりリクエスト先の求人情報を提供し、ご希望があればご紹介いたします。	求職登録時に、求職公開希望を選択して頂くか、総合案内受付にハローワーク受付票（旧ハローワークカード）を提示のうえ、「求職公開」希望とお伝えください。相談窓口で求職公開についてご相談します。	求職公開をしても、求人者からリクエストがあるとは限りません。希望条件以外の求人者からのリクエストがあるときもあります。
	7 トライアル雇用	就職したいが、仕事内容等が具体的にわからないため、最初から常用就職ということに不安をお持ちの方は、常用雇用の求人に対して、ハローワークの紹介により、3カ月以内の臨時雇用で就職します。その後、求人者と双方が常用雇用への移行を希望する場合に常用の就職となり、どちらか一方が希望しない場合には、雇用契約は終了します。	トライアル雇用対象求人は、求人公開カードに「トライアル雇用併用求人」の表記がありますから、求人閲覧によりご希望の求人がありましたら、相談を受けて下さい。紹介日時点で離職を繰り返している人、直近で1年を超えて失業している人、父子家庭の父、母子家庭の母等、障害者、ハローワーク等で個別の支援を受けている方が対象になります。	トライアル雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の法律も適用されます。また、会社から賃金が支給されます。トライアル雇用期間中の仕事の内容は、会社で作成する「トライアル雇用実施計画書」に基づき実施されます。この計画書の内容について、あなた自身が頑張れる内容のものかどうか、会社の担当者とよく相談・確認のうえ計画書の同意欄に署名して下さい。

あなたのご要望は？	メニュー	内 容	利用方法	留 意 事 項
VI 職業相談を決まった担当者と計画的にしたい。	8 再就職個別支援サービス (予約相談もできます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職支援ナビゲーターの個別相談 仕事を探す上での悩み、面接に対する不安、自信が持てない等の方に適切なアドバイスをいたします。</li> <li>①職業適性診断の実施・解説及び診断結果を利用した職業相談</li> <li>②求職者自身の自己分析、労働市場での自己の位置づけ</li> <li>③求職活動の進め方、希望条件を整理するための個別相談</li> <li>④面接の受け方、職業意識の啓発、心構えのアドバイス</li> <li>⑤履歴書、職務経歴書など応募書類の書き方の指導</li> <li>⑥応募への準備確認、紹介不採用理由の分析等</li> </ul>	ハローワーク青森の総合案内受付にハローワーク受付票(旧ハローワークカード)を提示のうえ、「 <b>就職支援ナビゲーターとの相談</b> 」希望とお伝え下さい。	雇用保険受給者の方は、 <b>求職活動実績の対象になります</b> ので、支援担当者から受給資格者証に相談確認印をもらって下さい。
	9 求職活動支援セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職支援ナビゲーターとの個別相談 求職者が3ヵ月以内で就職できるよう、マンツーマンで一貫した支援を行います。</li> <li>①求職活動に当たっての心構えの研修や不安の解消</li> <li>②就職に係わる希望、ニーズの把握</li> <li>③キャリアの棚卸し</li> <li>④履歴書・職務経歴書の作成指導</li> <li>⑤面接シミュレーションの実施</li> <li>⑥不採用事由の特定及び対応の検討</li> </ul>	総合案内受付にハローワーク受付票(旧ハローワークカード)を提示のうえ、「 <b>再就職個別支援サービス</b> 」希望とお伝え下さい。	登録日から出来るだけ3ヵ月以内で再就職を目指すプログラムです。 雇用保険受給者の方は、 <b>求職活動実績の対象になります</b> ので、支援担当者から受給資格者証に相談確認印をもらって下さい。
VII 就職に役立つ知識を身につけたい。	10 履歴書・職務経歴書の作成指導	毎月実施している外部講師による <b>セミナー(2時間程度)</b> を受講できます。求職活動に役立つ情報(履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方、職業意識の啓発、面接時の心構え等)を説明します。	ハローワーク青森にて開催日時・場所等を掲示しますので、来所の際は、 <b>所内掲示をご確認下さい。</b> 求職活動支援セミナーへの参加については、 <b>事前に参加申込が必要です。</b> ご希望の方は <b>総合案内受付へお申込み下さい。</b>	雇用保険受給者の方は、 <b>求職活動実績の対象になります</b> ので、会場を受給資格者証に受講確認印をもらって下さい。
	11 履歴書・職務経歴書の作成指導	履歴書・職務経歴書の作成にあたり、 <b>アドバイスと作成ポイント</b> を説明します。	総合案内受付にハローワーク受付票(旧ハローワークカード)を提示のうえ、「 <b>履歴書・職務経歴書の作成の相談</b> 」希望とお伝え下さい。相談窓口で履歴書・職務経歴書の作成についてご相談します。	雇用保険受給者の方は、 <b>求職活動実績の対象になります</b> ので、相談窓口で受給資格者証に受講確認印をもらって下さい。
	12 模擬面接会	求職活動を効果的なものとするため、 <b>応募先企業での面接を想定した、想定質問への回答案の作成支援等を受けることができます。</b> 面接練習、服装アドバイス、履歴書のチェック、参加者の課題の見直しや自己理解の促進等を行います。	総合案内受付にハローワーク受付票(旧ハローワークカード)を提示のうえ、「 <b>模擬面接会</b> 」希望とお伝え下さい。 <b>(事前申込み必要)</b> ハローワーク青森にて開催日時・場所等を掲示いたしますので、来所の際は、 <b>所内掲示をご確認下さい。</b>	雇用保険受給者の方は、 <b>求職活動実績の対象になります</b> ので、会場を受給資格者証に受講確認印をもらって下さい。
	13 各種セミナー	ハローワーク青森、青森労働局、青森県等により、就職関連のセミナーが随時開催されています。	ハローワーク青森にて開催日時・場所等を掲示しますので、来所の際は、 <b>所内掲示をご確認下さい。</b>	セミナーによっては、定員、参加資格等が限られる場合もあります。 雇用保険受給者の方は、 <b>求職活動実績の対象になります</b> ので、会場を受給資格者証に受講確認印をもらって下さい。
VIII 技能・資格を身につけたい	14 職業訓練	未経験の職種、経験の浅い職種に就職するために、ハローワークの指示または推薦により、 <b>新たな技能、知識を習得する訓練</b> を受講するものです。 雇用保険受給者については、基本手当・受講手当・通所手当を受給しながら受講できる場合があります。 また、雇用保険受給者でない方については、職業訓練受講給付金を受給しながら受講できる場合があります。	総合案内受付にハローワーク受付票(旧ハローワークカード)を提示の上「 <b>職業訓練の相談</b> 」希望とお申し出下さい。 受講申込受付を開始している訓練科目等は所内(職業訓練情報コーナー他)にチラシ等を置いてお知らせしておりますので、ご確認ください。 求人情報検索システムでも職業訓練関係の情報全般をご覧いただけます。	職業訓練の受講申込受付は、 <b>訓練開始日の約2月前</b> から行います。 各訓練科目は募集定員が決められており、受講申込された方 <b>全員が受講できるとは限りません。</b> 募集定員に満たない訓練科目については、 <b>開講されない場合もあります。</b>
	15 職業訓練制度説明会	ハローワークからの公的職業訓練制度の概要と実施予定訓練施設から受講申込受付中の職業訓練科目の内容を説明いたします。  開催日：毎月第4火曜日(原則) 場 所：青森職業能力開発促進センター(ポリテクセンター青森)	所内(職業訓練情報コーナー他)にチラシ、ポスター等を掲示して開催日時・説明予定訓練科目等をお知らせしておりますので、ご確認ください。  参加申込は不要となっております。	当説明会への参加は、求職活動の実績として認められます。 雇用保険受給資格者の方は、会場の受付に、受給資格者証を提示の上受講確認印の押印を受けて下さい。
	16 教育訓練給付	一定条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)又は被保険者であった方(離職者)が <b>厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練経費の一定の割合額が支給されます。</b>	<b>雇用保険給付課の窓口でご相談下さい。</b> 指定の教育訓練講座については、インターネット上でもご覧いただけます。(教育訓練給付制度厚生労働大臣教育訓練講座検索システム <a href="http://www.kyuhuh.mhlw.go.jp/T_K_kouza">http://www.kyuhuh.mhlw.go.jp/T_K_kouza</a> )	受講する教育訓練講座によっては、 <b>原則として受講開始の1か月前までに、ハローワークにて所定の手続きを行う必要</b> があります。
	17 短期訓練受講費	雇用保険受給者等がハローワークの職業指導により1か月未満の教育訓練を受け、修了した場合に、教育訓練経費の2割(上限額あり)が支給される制度です。	<b>雇用保険給付課の窓口にてご相談下さい。</b>	教育訓練を受講する前に、ハローワークにて <b>所定の手続きを行う必要</b> があります。
	18 職業訓練	未経験の職種、経験の浅い職種に就職するために、ハローワークの指示または推薦により、 <b>新たな技能、知識を習得する訓練</b> を受講するものです。 雇用保険受給者については、基本手当・受講手当・通所手当を受給しながら受講できる場合があります。 また、雇用保険受給者でない方については、職業訓練受講給付金を受給しながら受講できる場合があります。	総合案内受付にハローワーク受付票(旧ハローワークカード)を提示の上「 <b>職業訓練の相談</b> 」希望とお申し出下さい。 受講申込受付を開始している訓練科目等は所内(職業訓練情報コーナー他)にチラシ等を置いてお知らせしておりますので、ご確認ください。 求人情報検索システムでも職業訓練関係の情報全般をご覧いただけます。	職業訓練の受講申込受付は、 <b>訓練開始日の約2月前</b> から行います。 各訓練科目は募集定員が決められており、受講申込された方 <b>全員が受講できるとは限りません。</b> 募集定員に満たない訓練科目については、 <b>開講されない場合もあります。</b>
	19 職業訓練制度説明会	ハローワークからの公的職業訓練制度の概要と実施予定訓練施設から受講申込受付中の職業訓練科目の内容を説明いたします。  開催日：毎月第4火曜日(原則) 場 所：青森職業能力開発促進センター(ポリテクセンター青森)	所内(職業訓練情報コーナー他)にチラシ、ポスター等を掲示して開催日時・説明予定訓練科目等をお知らせしておりますので、ご確認ください。  参加申込は不要となっております。	当説明会への参加は、求職活動の実績として認められます。 雇用保険受給資格者の方は、会場の受付に、受給資格者証を提示の上受講確認印の押印を受けて下さい。

ハローワークインターネットサービス  
<https://www.hellowork.go.jp/>

## 関係機関等一覧

- 職業訓練に関すること。
  - 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
青森障害者職業センター  
TEL 017-777-1234  
〒030-0822 青森市中央3-20-2  
青森県立青森高等技術専門学校  
TEL 017-738-5727  
〒030-0112 青森市野尻字今田43-1
  - 障害のある方や事業主等に対し、就職のための相談、援助及び支援に関すること。
    - 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
青森障害者職業センター  
TEL 017-774-7123  
〒030-0845 青森市緑2-17-2
    - 概ね60歳以上の臨時的・短期的な就業又は軽易な業務(週20時間未満)の相談、紹介に関すること。
      - 青森市シルバー人材センター  
TEL 017-773-3604  
〒030-0802 青森市本町4-1-3青森市福祉増進センター2F
    - 中学生、高校生、大学生、44歳までの若年者に対し、就職に関する情報提供、就職活動の支援。
      - ジョブカフェあおもり(青森県若年者就職支援センター)  
TEL 017-731-1311  
〒030-0803 青森市安方1-1-40 アスパム3F
    - 母子家庭のための就職支援に関すること。
      - 青森県立母子福祉センター  
TEL 017-735-4152  
〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3F
    - 労災、賃金不払い等の相談に関すること。
      - 青森労働基準監督署  
TEL 017-734-4444  
〒030-0861 青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎8F
    - 個別労働紛争の解決援助に関すること。
      - 青森労働局雇用環境・均等室  
TEL 017-734-4212  
〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8F
    - 事業主と女性労働者の間に生じた紛争の解決の援助や育児・介護休業の相談等に関すること。
      - 青森労働局雇用環境・均等室  
TEL 017-734-4211  
〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8F
    - 年金と雇用保険との併給調整や、年金についての問い合わせに関すること。
      - 青森年金事務所  
TEL 017-734-7498  
〒030-8554 青森市中央1-22-8 青森第一生命ビル1F
    - 出稼手帳の発給、出稼台帳に関することや、離職した場合の国民健康保険の手続きに関すること。
      - 青森市役所(駅前庁舎)  
TEL 017-734-1111 〒030-0801 青森市新町1-3-7  
平内町役場  
TEL 017-755-2111 〒030-3393 平内町小湊字小湊63  
今別町役場  
TEL 0174-35-2001 〒030-1502 今別町今別字今別167  
蓮田村役場  
TEL 0174-27-2111 〒030-1211 蓮田村蓮田字宇越1-3  
外ヶ浜町役場  
TEL 0174-31-1111 〒030-1393 外ヶ浜町宇蟹田高銅屋  
44-2